御所市
産業建設部
住宅課

御所市営住宅 入居申込案内

サン緑町Ⅱ［4階建］　（令和8年3月）

1. 募集住宅の概要
2. 申込資格
3. 申請書に添付する必要書類
4. 各種控除および控除額
5. 申込方法
6. 入居者の決定
7. 注意事項

受付期間	令和8年3月9日（月）～18日（水） 午前8時30分～午後5時15分　※土日祝は除く。
受付場所	住宅課 住宅係　（御所市役所新館2階） TEL 0745 - 62 - 3001（代表）　内線 563 TEL 0745 - 44 - 3496（直通）

1. 募集住宅の概要

号数	階数	建年	形式	面積（㎡）	家　賃　（円）
35・36	４Ｆ	H11年	３ＬＤＫ	78.40	①27,600　②31,900　③36,500 ④41,100　⑤47,000　⑥54,300 ※別途　駐車場料金　2,000円
27	３Ｆ	H11年	2DK	58.90	①20,700　②23,900　③27,400 ④30,900　⑤35,300　⑥40,800 ※別途　駐車場料金　2,000円
１５	１Ｆ				

※ 家賃については、入居予定者の収入分位（下表）に応じて、上記の表の①～⑥のいずれかに決定されます。

なお、入居時に必要となる敷金の額は、上記家賃の３か月分です。

収入分位	基準月収額（円）	収入分位	基準月収額（円）
①	0 ～ 104,000	④	139,001 ～ 158,000
②	104,001 ～ 123,000	⑤	158,001 ～ 186,000
③	123,001 ～ 139,000	⑥	186,001 ～ 214,000

※ 収入分位⑤～⑥の方は、応募に別途要件（2. 申込資格を参照）があります。

○主な設備の有無等

号数	浴槽	給湯器	トイレ	ガス
15・27 35・36	あり	あり	水洗	都市ガス

2. 申込資格

次の①～⑥の全ての条件を満たしていなければ、申し込みはできません。

① 夫婦または親子を主体とした家族	〈３５・３６号〉【3LDK】 単身者での申込はできません。 ただし、入居指定日から３ヶ月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方は、申し込むことができます。 〈１５・２７号〉【2DK】 原則２人以上の世帯で申し込んでください。 ただし、次の方は、単身で申し込むことができます。 （1）　60歳以上の方 （2）　生活保護を受給している方 （3）　申込資格の④公営住宅法の規定による収入基準額のㇷ

	の各号のいずれかに該当する方 また、入居指定日から３か月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方は、申し込むことができます。 なお、不自然な世帯の分離や合併による申し込みはできません。 **※応募は、同じ住所地に住んでおられる家族につきましては原則的に１件の申し込みしかできません。**
② 御所市内に住所または勤務地を有する方	申込者本人が次のどちらかに該当する必要があります。 （1） 御所市に住民票がある。 （2） 御所市内に勤務地がある。
③ 住宅に困窮している方	持ち家の方や、市営住宅および改良住宅に入居されている方は申し込みできません。 ただし、現在お住まいの市営住宅が、耐用年数(※)を経過している場合は、申し込みできます。なお、住宅使用料の滞納がある場合は、全て納付しなければ申し込みができません。 ※ 耐用年数…木造 30 年、簡易耐火造〔平屋 30 年・二階建 45 年〕
④ 公営住宅法の規定による収入基準額（基準月収額）が158,000 円または214,000 円以下の方	収入基準額（基準月収額）(※)が 158,000 円以下（収入分位①～④）の方。ただし、次の㋐～㋒のいずれかに該当する場合は、214,000 円以下（収入分位⑤～⑥）の範囲までであれば申し込みできます。 ㋐ 申込者または同居予定者に、次の(a)～(f)に該当する方が１人でもいる場合 (a) 障害者の方 ・身体障害者手帳（1～4 級）の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳（1～3 級） 〃 ・療育手帳（障害程度が上記と同程度） 〃 (b) 戦傷病者の方 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第１号表２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表３の第１款症である方 (c) 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者 (d) 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引揚日から５年を経過していない方 (e) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 (f) 配偶者暴力（DV）防止法第１条第２項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方 ・配偶者暴力防止法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日

	から起算して5年を経過していない方 ・配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ㋑ 申込者が60歳以上であり、かつ、同居予定者全員が60歳以上または18歳未満の方である場合 ㋒ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ※ 収入基準額（基準月収額）とは、世帯全員の所得合計（給与所得は給与所得控除後の金額）から各種控除を差し引き、12か月で割った金額です。各種控除については、「4. 各種控除および控除額」を参照して下さい。
⑤ 家賃・市税・公共料金の滞納がない方	住宅使用料・市税・公共料金（水道料金・保育料等）の滞納がないこと。滞納分を納付した後であれば申し込み可能です。
⑥ 暴力団員でない方	申込者または同居予定者が暴力団員でないこと。

3. 申請書に添付する必要書類

① 調査同意書 ＜必須＞	入居しようとする家族全員の住民登録状況、所得状況ならびに市税および公共料金（水道料金・保育料等）の滞納について調査するための同意書です。 入居しようとする方について記名・押印してください。（幼児、小中学生は必要ありません。） ※ この調査により所得状況が把握できる方は③の「所得に関する証明書」を、御所市に住民登録がある方は④の「住民票謄本」を省略することができます。
② 現住所付近の略図 ＜必須＞	現住所付近の簡単な略図を記入して下さい。 申込時においてそれぞれ別の場所に居住している場合（婚姻予定者が申し込む場合、別居している親族が同居を前提に申し込む場合等）は、それぞれの略図が必要です。

③　所得に関する証明書 ※　令和７年１月１日に御所市に住民登録があり、御所市で所得状況を確認できる方は、添付を省略できます。	入居しようとする家族全員（義務教育を終了した方）および婚姻予定者について、次の㋐～㋒の書類のいずれかが必要です。 ㋐ 課税証明書（令和７年度） ㋑ 非課税証明書または扶養証明書（令和７年度） ㋒ 生活保護受給証明書 ※ 令和６年中に比べて所得状況が大きく変動した場合は、上記以外に、当該変動があったことを証する書類（退職証明書等）が必要となる場合があります。 ※申請日から３ヶ月以内に発行された証明書
④ 納税証明書 ※　令和７年１月１日に御所市に住民登録があり、御所市で納税状況を確認できる方は、添付を省略できます。	納税証明書（令和７年度） 入居しようとする家族全員（義務教育を終了した方）および婚姻予定者の分が必要です。 市税に滞納があると全額納付していただく必要があります。 分納は認められません。 ※令和７年１月１日時点で住民登録があった市町村のもの。 ※申請日から３ヶ月以内に発行された証明書
⑤住民票謄本 ※　御所市に住民登録がある方は、添付を省略できます。	家族全員、続柄が記載されたもの。 婚姻予定者など別居している場合は、それぞれの住民票が必要です。 ※申請日から３ヶ月以内に発行された証明書
⑥婚姻予定証明書等 ※該当者のみ	指定入居日から３か月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方については、結婚式場の予約証明書または婚姻予定証明書が必要となります。
⑦同居確約書 ※該当者のみ	別居中の親族が同居を前提に申し込む場合は、それぞれの同居確約書が必要となります。
⑧戸籍謄本 ※該当者のみ	母子、父子で申し込む場合は、配偶者がいないことを確認するために必要となる場合があります。 また、別居中の親族が同居を前提に申し込む場合も、親族関係を確認するために必要となる場合があります。 ※申請日から３ヶ月以内に発行された証明書

⑨ 各種控除に関する証明書 ※該当者のみ	同居家族内に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要となる場合があります。 （例）身体障害者手帳の写し　等
⑩ 委任状 ※該当者のみ	申請者が一身上の都合により来庁して手続きができない場合は委任状の提出により代理人が申請手続きできます。
⑪ その他必要な書類 ※該当者のみ	必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※提出された書類については、返却できませんのでご了承下さい。

※申請受付は提出期限厳守です！書類に不足があれば受付できません。なお、添付書類の一部不足を理由とした申請受付期限の延長はありません。

※他の自治体等で発行される証明書の添付が必要な方は、お早めにご準備ください。

4. 各種控除および控除額

控除種別		控除対象者	控除額
一般	同居親族等控除	申込本人を除く、同居（または同居しようとする）同一生計配偶者、親族および遠隔地扶養親族	1人につき **380,000円**
特別（該当する場合は、親族控除に加えて控除されます）	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の方	1人につき **100,000円**
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の方	
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき **250,000円**
	障害者控除	申込本人および扶養親族のうち ㋐精神衛生鑑定医等から中・軽度の知的障害者と判定された方 ㋑身体障害者手帳の交付を受けていて3～6級の方 ㋒戦傷病者手帳の交付を受けていて第四～第五項症の方 ㋓年齢65歳以上で障害の程度が㋐㋑と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ㋔精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて2・3級の方	1人につき **270,000円**
	特別障害者控除	申込本人および扶養親族のうち ㋐心神喪失の状況にある方 ㋑精神衛生鑑定医等から重度の知的障害者と判定された方 ㋒身体障害者手帳の交付を受けていて1・2級の方 ㋓戦傷病者手帳の交付を受けていて特別項症～第三項症の方 ㋔原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ㋕年齢65歳以上で障害の程度が㋐～㋒と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ㋖精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて1級の方	1人につき **400,000円**
	寡婦控除	申込本人または同居親族のうち ●夫と死別してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で500万円以下の所得の方 ●夫と死別し若しくは離婚してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で扶養親族のある方（未婚の母子を含む。）	1人につき **270,000円** (その者の所得金額が27万円未満である場合は、当該所得額)
	ひとり親控除	申込本人または同居親族のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、現に生計を一にする子（総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者または扶養親族でない人）を有し500万円以下の所得の方	1人につき **350,000円** (その者の所得金額が35万円未満である場合は、当該所得額)

5. 申込方法

● 『市営住宅入居許可申請書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて、本人または申し込み事情を詳しく説明できる方が持参して申し込んで下さい。郵送による申し込みは、受け付けできません。

6. 入居者の決定

申込者のうち、申込資格を有する者により公開抽選を行い、当選された方（入居予定者）については、調査を行ったうえで入居決定者とみなし、入居手続きを行います。補欠順位も同時に抽選します。

抽選日時	令和８年４月８日（水）（予定）　※時間未定
抽選場所	御所市役所　新館３階　会議室Ｂ（予定）

※上記の日時を予定しておりますが、申込状況等に応じて決定しますので、後日文書等で通知します。

なお、指定入居日は、令和８年５月１日です。（この日から家賃が発生します。）

7. 注意事項

（1）申請書及び添付書類が事実と相違していた場合は、入居許可できません。
（2）申請書に記載する保証人、入居決定後に提出する『請書』へ記載する連帯保証人は、原則として市内に住所がある方で、公営住宅（県営・市営・改良）に入居しておらず、独立の生計を営み、申込者より収入が多いこと。
（3）家賃のほか、駐車場使用料として月２，０００円の負担が必要です。
（4）家賃の納付は、自動支払い（口座振替）でお願いします。
（5）入居に際しての敷金は、家賃の３か月分になります。
（6）入居者には、家賃決定のため、毎年収入の申告をして頂きます。
また、入居後に基準を超える収入を継続して得ることにより、高額所得者と認定を受けた場合、明渡請求することがあります。
（7）入居されますと、家賃と駐車場使用料以外に共益費（共同施設の管理費）や自治会費を入居者に負担して頂くことになっていますので、入居後に団地の管理人や自治会に確認して下さい。
（8）市営住宅では、犬・猫等の動物は飼えません。現在飼っている方は、入居前に他人に譲るなどして下さい。
（9）電気・水道・ガス等の手続きは、入居後に各自で行って下さい。
（10）入居に際し、市に対する改修要望は一切お受けできません。